

平成28年度 第3回
高知市自立支援協議会 説明資料

平成28年11月22日（火）
総合あんしんセンター
高知市健康福祉部 障がい福祉課

次 第

- 1 開会
- 2 報告・協議事項
 - ①報告 地域生活支援拠点：短期入所利用促進
 - ②報告 高知特別支援学校の進路状況・連携について（委員より）
 - ③協議 基幹相談支援センター設置協議
- 3 その他
- 4 閉会

2 報告・協議事項

①報告 地域生活支援拠点：短期入所利用促進

短期入所利用促進の具体策

1) 既存事業所に対する依頼文書送付

- ・実態把握調査の結果及び自立支援協議会での検討内容報告
- ・利用者の見学や体験利用の協力依頼
- ・空床利用型の導入・定員増加・主たる対象者の拡充等の検討依頼

2) 相談支援事業所への周知（済）

- ・利用者の見学や体験利用の協力依頼

3) 新規事業所の指定へ向けた働きかけ

- ・本年7月1ヶ所増加
- ・現在開設に向けた協議中（1ヶ所）

2 報告・協議事項

②報告 高知特別支援学校の進路状況・連携について（委員より）

①進路状況

	27年度（27名）	28年度予定（14名）
障害者支援施設	1名	
生活介護事業所	3名	2名
就労継続支援 B 型事業所	13名	10名
就労継続支援 A 型事業所	1名	
就労移行支援事業所	2名	1名
一般企業	2名	
その他（医療・相談支援・自立訓練等）	1名	1名

27年度

グループホーム利用 …………… 3名

児童養護施設 措置延長 …… 2名

②関係機関との連携

・高等部 2 年

進路に向けての支援会（関係機関）

就労アセスメント…… 市障がい福祉課との面談・移行支援事業所との契約

・高等部 3 年

職安面接（公共職業安定所、県障害保健福祉課 障害者就労支援チーム）

職業ガイダンス・職業準備支援（障害者職業センター）

障害者委託訓練 特別支援学校早期訓練コース（県障害保健福祉課 障害者就労支援チーム）

就労支援（障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター ジョブコーチ支援）

福祉サービス利用の手続きに係る面談（関係機関）

進路に向けての支援会（関係機関）

・福祉サービスを利用している児童・生徒の担当者会等

③課題

- ・進路先決定後の指定相談支援事業所との契約について
- ・指定相談支援事業所（相談支援専門員）との連携について
就労アセスメントについて
学校教育の中での連携の仕方について

2 報告・協議事項

③協議 基幹相談支援センター設置協議

(前回資料) 総合評価及び基幹相談支援センターの方向性

1) 相談支援専門員の個別ケースに対する支援については、概ねできているとの評価だが、社会資源の活用、開発、地域づくりなどといった支援体制の整備については、評価が低い傾向。

→地域ネットワークの構築に課題

2) 補装具、成年後見等、経験が少ない相談内容について評価が低く、また困難事例等へのスーパーバイズを求める声が多く寄せられた。

→専門性の向上と相談支援専門員等への後方支援が必要

3) 事例検討会や勉強会の必要性を感じている相談支援専門員が多い。

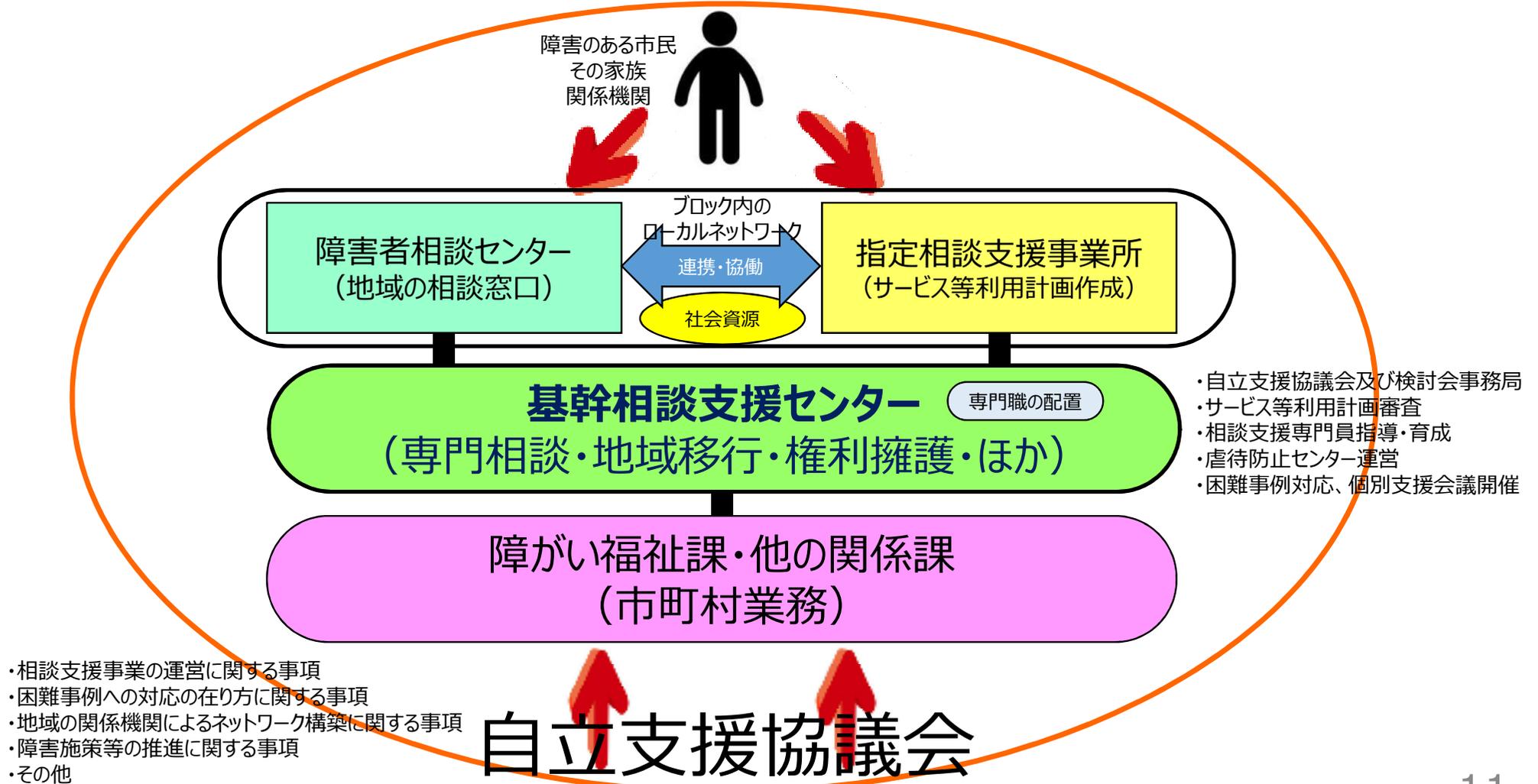
→人材育成強化が必要

4) 4つの相談窓口が市民サービスのうえ不可欠。

→現行の障害者相談センター（4地域）体制を維持発展させる

(方向性) 現行体制の長所を活かし、上記課題を解決させていくための
基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化を図る

(前回資料) 今後の相談支援体制イメージ図



中核市の状況（1）

- ・調査対象36市うち16市（44%）が基幹相談支援センターを設置
- ・未設置20市のうち本市を含む16市が設置検討中

●設置16市の運営形態別ヶ所数

	1ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	6ヶ所
直営（3市）	3	—	—	—
委託（13市）	10	1	1	1

多くの自治体で
自立支援協議会や
部会を活用

●基幹相談支援センターの配置職員の例（※委託の保健師配置は13市のうち2市）

		A市	B市	C市	D市	(参考) 障がい福祉課
人口規模		50万	40万	30万	40万	30万
運営形態		直営 1ヶ所	直営 1ヶ所	複数市町で 委託 1ヶ所	委託 1ヶ所	—
市町村相談支援事業の併用		有 (委託 7ヶ所)	有 (委託 4ヶ所)	有 (委託 1ヶ所)	有 (委託 2ヶ所)	委託 4ヶ所
配置 職員	相談支援専門員	3	4	5	1	下記と重複 (2)
	保健師	3	3			2
	社会福祉士	1	7	2	1	障がい福祉課配置なし 他課に10名配置
	精神保健福祉士	1	5	1	1	1
	その他 (他職種・事務等)	8	5	3	1	視覚障害者生活訓練員 2 理学療法士 1 事務多数

中核市の状況（２）

●設置16市の運営形態別所掌業務

○ 実施している
 △ 実施しているが十分でない
 × 実施していない

業務	直営3市	委託13市	(参考) 障がい福祉課の現状
サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成	0 (0%)	3 (23%)	×
サービス等利用計画・障害児支援利用計画の審査・評価	3 (100%)	2 (15%)	△
障害者・事業所等からの相談対応	3 (100%)	13 (100%)	○
相談支援専門員からの相談対応	3 (100%)	11 (85%)	△
地域事業所職員へのスーパーバイズ	3 (100%)	9 (69%)	△
地域事業所への研修会の開催	3 (100%)	11 (85%)	△
自立支援協議会の運営	2 (67%)	8 (62%)	○
成年後見に関する支援	3 (100%)	9 (69%)	○
権利擁護に関する事業（普及・啓発等）	2 (67%)	8 (62%)	△
障害者虐待事例への対応	3 (100%)	8 (62%)	○

中核市の状況（3）

●基幹相談支援センター設置市の課題（自由記載）

- 専門性を確保するにあたっての人材不足。
- 様々な事例に対応する専門職としてのスキルアップが必要。
- 特定相談支援事業所等から困難事例を押し付けられることが増加。
- 特定相談支援事業所との住み分けと、本来のスーパーバイザーとしての役割やセンターを中心とした相談支援業務体制の強化。
- 評価基準の作成と評価の実施。

高知市の基幹相談支援センターが目指す体制

相談支援体制の強化

センター職員の量・質の確保

人材育成と事業所の自立支援

役割分担と連携

運営の評価

業務量推計

業務内容	人役数	備考
①統括業務	1.0	
②サービス等利用計画審査、勘案事項調査（年3200件）	3.0	※含めないことも想定
③相談及び困難事例対応	1.5	
④専門相談・研修会・ブロック勉強会・事務連絡会	1.5	
⑤自立支援協議会事務局（年4回）・検討会事務局（年12回×2）	1.0	
⑥権利擁護相談部分（相談・関係機関会議）	0.5	
⑦障害者虐待防止センター相談部分（相談・事実確認等 年30件）	1.5	※委託の場合は▲0.5
⑧視覚障害者生活訓練	1.0	※委託の場合は含めない
⑨その他（関係機関調整・会議出席・ネットワーク業務等）	1.0	
	12.0	含めない場合 最大▲4.5
⑩総合相談（現在の障害者相談センター業務 年1586名、延20815回）	8.0	平成27年度より4ヶ所に委託
⑪ピアカウンセラー（視覚・肢体不自由当事者の2名、各週3回）	1.0	2名に委嘱

- ② 市町村業務である支給決定に直結するため、基幹相談支援センター業務に含めないとの考え方もある ▲3.0
- ⑦ 事業所への調査権限は市町村のみであり委託の場合は ▲0.5
- ⑧ 有資格者育成に長期研修（2年）が必要であり、委託の場合は含めない ▲1.0

必要職員数 7.5～12

直営	9.0～12.0
委託	7.5～10.5

直営と委託の比較

	直営	委託
設置事務	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革や職員定数等の庁内協議が必要、ただし、著しい人員増は困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算計上、委託事務が生じ、以後継続 ・契約方法（随意契約・プロポーザル等）の検討
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業、職員の増員があれば費用増 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料（人件費・管理費）が必要
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課内が想定される ・新庁舎は平成31年度中完成予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・受託法人が場所を用意するかどうか検討（その場合、委託料に賃料分を増額）
専門職の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内協議のうえ専門職を確保 ・相談支援専門員は任用資格のため、正職員として雇用困難→配置職員の中から資格取得 ・職員異動は不可避だが一定年数は考慮可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託仕様に基つき受託法人が職員を配置 ・職員の異動は法人判断 ・受託法人が専門職を一定数確保できるか不明 ・委託すればその分の市職員を減員
職員の指揮命令	<ul style="list-style-type: none"> ・所属課長の命令 	<ul style="list-style-type: none"> ・受託法人管理職の命令
市と相談センター・指定との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現行体制と不変 	<ul style="list-style-type: none"> ・市⇔基幹⇔障害者相談センター ・市⇔基幹⇔指定相談支援事業所

次回に最終的な方向性（案）を事務局から提示